

地方財政の充実・強化に関する意見書

いま、地方自治体には、急激な少子・高齢化の進展にともなう社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、デジタル化、脱炭素化、物価高騰対策など極めて多岐にわたる役割が求められています。加えて、急激に進められている自治体システムの標準化や多発化する大規模災害への対応も迫られる中、地域公共サービスを担う人員は不足しており職場における疲弊感は日々深刻化しています。

政府は、これらに対応するための地方財政について骨太方針に基づき、地方一般財源の前年度水準を確保する姿勢を示してきました。しかし、増大する行政需要、また、不足する人員体制に鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が求められます。

このため、2026年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすことが必要です。

以上のことから、下記の項目について取り組むことを強く要望します。

記

1. 社会保障の充実、地域活性化、デジタル化、脱炭素化、防災・減災、物価高騰対策、地域公共交通の再構築など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視し現行の水準にとどまらないより積極的な地方財源の確保・充実を図ること。
2. 子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き地方単独事業分も含め、十分な社会保障経費の拡充を図ること。特に、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。
3. 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、引き続き臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。
4. 政府が減税政策を検討する際は、地方財政を棄損することがないように、あらかじめ「国と地方の協議の場」を活用するなどし特段の配慮を行うとともに、地方財政への影響が想定される場合は確実にその補填を行うこと。
5. 「地方創生推進費」として確保されている1兆円については、現行の行政需要において不可欠な規模となっていることから恒久的財源としてより明確に位置付けること。また、その一部において導入されている行革努力や取り組みの成

果に応じた算定方法は、標準的な行政水準を保障するという地方交付税制度の趣旨に反することから今後採用しないこと。

6. 会計年度任用職員制度の運用については、2024 年度から勤勉手当の支給が可能となったものの、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどし、その財政需要を十分に満たすこと。
7. 特別交付税の配分にあたり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取り扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。
8. デジタル化における自治体業務システムの標準化・共通化については、その移行に係る経費と、移行の影響を受けるシステムの改修経費まで含め必要な財源を補填すること。また、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加やマイナンバーカードと健康保険証・運転免許証の一体化など、自治体 DX にともなうシステム改修や事務負担、人件費の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。
9. 地域の活性化にむけて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、こども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置付け、一層の施策充実を図ること。
10. 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。
11. 自治体の行う事業において、労務費の適切な価格転嫁が果たされるよう必要な財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 9 月 25 日

日 田 市 議 会